

四日市市開発許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第47号

四日市市開発許可等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市開発許可等に関する条例（平成19年四日市市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後
別表第1（第16条関係）
地域
山田町、西山町、小山町、内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、和無田町、菅原町、寺方町、高角町、曾井町、尾平町、赤水町、上海老町、下海老町、平尾町、江村町、北野町、黒田町、水沢町、水沢野田町、小牧町、市場町、西村町、中野町、 <u>桜町、智積町、楠町小倉、楠町北一色、楠町北五味塚、楠町本郷、楠町南川、楠町南五味塚、楠町吉崎</u>

改正前
別表第1（第16条関係）
地域
山田町、西山町、小山町、内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、和無田町、菅原町、寺方町、高角町、曾井町、尾平町、赤水町、上海老町、下海老町、平尾町、江村町、北野町、黒田町、水沢町、水沢野田町、小牧町、市場町、西村町、中野町

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（都市整備部開発審査課）